

番号	(17)-1	名称	いちょう公園テニスコート	分類	屋外スポーツ施設
----	--------	----	--------------	----	----------

【施設概要】

所在地	東下谷地115番548(いちょう公園敷地内)					
所管課	社会教育・体育課					
設置根拠法令	おいらせ町公園条例					
管理運営形態	直営	指定管理者名	—			
土地	所有形態	町	敷地面積	4,250 m ²		
	所有形態	町	施設面積	4,250 m ²		
施設	築年月	S 54 年 11 月	1979 年			
	処分制限期間	30 年	経過年数	44 年		
	構造					
	地上	1 階	避難所指定	広域避難場所	アスベスト対応	無し
	地下	- 階	PCB対応	無し	バリアフリー対応	非対応
収容人員	- 人	貸出可能単位数	48 単位			

【利用状況】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間利用人数(人)	8,330	7,990	8,181	5,727	5,033
年間開場日数(日)	244	244	244	207	214
利用単位数(単位)	17	16	15	15	13
開場日あたり平均利用人数(人/日)	34	33	34	28	24
稼働率(%)	35.4%	33.3%	31.3%	31.3%	27.1%

【経費状況】

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
収入	施設使用料・手数料	393	312	399	273	340
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	393	312	399	273	340
支出	光熱水費	0	0	0	0	0
	修繕費	157	141	276	0	389
	委託料	549	549	69	541	585
	指定管理料	0	0	0	0	0
	工事費	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	120
	合計	706	690	345	541	1,094
収支	△ 313	△ 378	54	△ 268	△ 754	

【コスト状況】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者あたり(円/人)	38	47	△ 7	47	150
床面積あたり(円/m ²)	74	89	△ 13	63	177
開場日あたり(円/日)	1,283	1,549	△ 221	1,295	3,523
人口あたり(円/人)	12	15	△ 2	11	30

【施設の状態】

クラブハウス	照明設備	競技面人工芝	—	—	—	—	—
A	C	C	—	—	—	—	—

劣化状況の概要

- ・クラブハウスについて、窓ガラスのひび割れ、換気扇の動作異音があるが、外観上著しい劣化は無く概ね良好な状態である。
- ・競技面人工芝コート面に一部剥がれ箇所がみられるほか、全体的に摩耗がみられる。
- ・照明灯支柱及び殺虫灯支柱に塗装の剥がれが見られる。

【評価基準】

評価	基準
A	・概ね良好な状態。
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 ・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。



【建物内部】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合



【施設管理の基本的な方針】

役割機能重要性	照明設備が設置されている公式競技が可能な4面人工芝のテニスコートであり、町スポーツ少年団、町スポーツ協会、学校部活動のほか、利用率が高いおいらせ町唯一の重要な施設である。	
管理方針	長寿命化	当町に2箇所あるテニスコートの維持管理経費縮減のため、令和6年度に下田公園テニスコートを廃止し本施設に集約するとともに、目標使用年数まで使用する。 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。
方針の考え方	<p>昭和54年度に整備した当該施設は、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見られないが、全体的な競技面人工芝の摩耗や一部剥がれがみられる。また、クラブハウスの屋根・外壁、照明設備及び殺虫灯の支柱に塗装の劣化が見られるため、部材の耐久性を維持するためにも再塗装が必要な状態である。併せて、照明灯の投光器に使われているメタルハライドランプを今後の適正管理と維持管理費削減等のためにLED照明に改修する必要がある。</p> <p>また、使用禁止とした下田公園テニスコートについて令和2年度以後、修繕または廃止について利用状況や維持管理経費を検討した結果、維持管理経費の平均年額が下田公園テニスコートは2,224千円、いちよう公園テニスコートは675千円、合計2,599千円を支出しているが、下田公園テニスコートをいちよう公園テニスコートに集約することで下田公園テニスコートの維持管理経費平均年額2,224千円の縮減ができ、これまでどおりのいちよう公園テニスコートの維持管理経費平均年額675千円で機能確保が可能であることから、下田公園テニスコートを集約することとした。</p> <p>このため、財産処分制限期間経過による単純更新費用109,218千円と、目標使用年数まで施設を使用するために想定される劣化対策費用66,660千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。</p> <p>【長寿命化対策に係る優先事項】 令和5年度は、照明設備の長寿命化対策として、照明灯支柱塗装、照明灯更新を実施する。 今後懸念される構築物等の劣化対策について、令和5年度に競技面人工芝改修実施設計、令和6年度に競技面人工芝改修を計画している。</p>	
処分制限期間	30年（平成20年度まで）	目標使用年数 59年（令和19年度まで）
計画期間	21年（平成29年度から令和19年度まで）	
期間設定の考え方	適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から30年程度は長寿命化が可能と考えられる。 建築物については(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」、建物付属設備・構築物については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく処分の制限を受ける期間 国土交通省・文部科学省」を準用した。	

※経費状況における注意事項

- 管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- 管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。